

令和8年3月22日執行  
大田原市長選挙  
大田原市議会議員補欠選挙

# 不在者投票の手引

大田原市選挙管理委員会

## は し が き

この手引は、令和8年3月22日に執行する大田原市長選挙（以下「市長選挙」という。）及び大田原市議会議員補欠選挙（以下「市議補欠選挙」という。）における、指定病院（介護老人保健施設を含む。）、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、指定保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所（以下「指定病院等」という。）に入院加療中の者、入所中の者等で、今回の市長選挙及び市議補欠選挙の選挙権を有する方（以下「選挙人」という。）が指定病院等におい行う不在者投票の方法や不在者投票に関する事務処理などについて記述したものです。

この手引をお読みいただき、内容についてご了解いただきますとともに、ご不明の点については、大田原市選挙管理委員会事務局（電話0287-23-8736）にお問い合わせのうえ、適切に不在者投票事務を取り扱われますようお願いいたします。

# 目 次

第1	指定病院等における不在者投票の概要	1
1	一般的事項	1
2	不在者投票に関する事項	1
(1)	指定病院等で不在者投票ができる方	1
(2)	不在者投票のできる期間等	2
(3)	投票用紙等	2
第2	不在者投票管理者の職務等	2
1	不在者投票管理者とは	2
2	不在者投票管理者の主たる事務	3
3	不在者投票管理者の留意すべき事項	3
4	指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者	3
第3	指定病院等における不在者投票事務の流れ	4
第4	指定病院等における不在者投票の方法	6
1	選挙人に対する周知	6
2	投票用紙等の請求	6
3	投票記載場所の設備	7
4	不在者投票	8
(1)	投票立会人の選任	8
(2)	投票の進め方	9
(3)	投票の記載上の留意事項	10
(4)	投票の事務処理	12
5	投票の送付	13
6	汚損、破損及び残余の投票用紙等の処理	14
第5	その他	14
1	経費の請求	14

## ◆巻末添付書類

- 【様 式】 別記様式1 不在者投票用紙等請求依頼書  
別記様式2 投票用紙等請求書  
(別 紙) 投票用紙等請求書添付書兼不在者投票事務処理簿  
別記様式3 請求書  
別記様式4 立会人選任書
- 【記載例】 記載例その1 投票用紙等請求書  
記載例その2 投票用紙等請求書添付書兼不在者投票事務処理簿  
記載例その3 不在者投票用外封筒記載例  
記載例その4 請求書  
記載例その5 立会人選任書  
告知文例 お知らせ

【資 料】 大田原市投票区及び投票所一覧表

※ 文中、年号の表記のうち月日については、「令和8年」を省略したものです。

## 第1 指定病院等における不在者投票の概要

### 1 一般的事項

#### (1) 選挙の期日等

選挙名	告示日	不在者投票ができる期間及び時間	選挙の期日(投・開票日)	投票ができる選挙人
市長選挙	3月15日(日)	3月16日(月) ～ 3月21日(土) 午前8時30分～ 午後5時(平日・土 曜日・祝日同じ)	3月22日(日)	日本国民で、平成20年3月23日以前に生まれた方で、3月22日(日)現在、本市の選挙人名簿に登録されている方
市議補欠選挙				

① 3月22日(日)現在において、大田原市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)の選挙人名簿に登録されている方とは、日本国民で、原則として次に該当する方です。

ア 令和7年12月14日以前に大田原市の住民票が作成され(転入者については、同日以前に転入届がなされ)、引続き3箇月以上、大田原市に住民登録されている方。

(注) 選挙人名簿に登録されている者であっても、3月21日(土)までに他の市町村に住民登録を異動した方は選挙権がなくなるため、不在者投票できません。

### 2 不在者投票に関する事項

#### (1) 指定病院等で不在者投票ができる方

① 市長選挙及び市議補欠選挙において、指定病院等の長(不在者投票管理者)が入院(所)中の選挙人の依頼により、選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒(以下「投票用紙等」という。)を請求し、当該指定病院等の中で選挙人が不在者投票をすることができるのは、次の場合です。

ア 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等の所在する投票区と異なる場合

イ 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等(刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。)の所在する投票区と同じ場合は、次の場合に限られます。

(ア) 選挙の期日において、歩行が困難であると見込まれる方

(イ) 選挙の期日において、投票区外に外出すると見込まれる方

(ウ) 選挙の期日において、職務若しくは業務に従事すると見込まれる方、あるいは、冠婚葬祭の主宰、親族の冠婚葬祭への出席が見込まれる方(行き先は、投票区の内外を問わない。)

(エ) 選挙の期日において、天災又は悪天候により投票所に行くことが困難と見込まれる方

ウ 選挙人が、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所にある場合

② 指定病院等に入院(所)中の選挙人は①によるもののほか、次の3つの方法のいずれかでも不在者投票を行うことができます。

ア 選挙人が自ら、指定病院等の長を不在者投票管理者として不在者投票を行う旨申し立て、市委員会の委員長（以下「委員長」という。）に投票用紙等を請求し、当該指定病院等の中で不在者投票を行う方法

この場合、選挙人は、不在者投票を行う際に、指定病院等の長（不在者投票管理者）に対し、不在者投票証明書の入った封筒（委員長が投票用紙等とともに交付する。）を提出する必要があります。

この方法による場合は、指定病院等の長の事務が異なることとなりますので、できる限り①の方法により行うよう選挙人を指導することが適当です。

イ 選挙人が自ら、委員長に投票用紙等を請求し、委員長又は現に所在し若しくは居住する市区町村の委員会の委員長を不在者投票管理者として不在者投票を行う方法

ウ 選挙人が、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方で、かつ、その障害の程度が一定以上の者又は介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている方が「郵便等投票証明書」の交付を受けている場合で、郵便等による不在者投票を行う旨、委員長あて申し出て投票用紙等を請求し、その現在する場所で投票用紙に記載し、自ら郵便等で、委員長に投票用紙等を送付する方法

## (2) 不在者投票のできる期間等

- ① 指定病院等で不在者投票のできる期間及び時間は、前記1(1)（1頁）のとおりです。
- ② 投票用紙等の請求は、不在者投票の開始日（3月16日(月)）前からできますので、あらかじめ準備をしておき、早めに請求してください。
- ③ 投票の済んだ不在者投票は、指定病院等の長から委員長に送致又は郵便等（速達扱いとする。）によって送付することになります。なお、送致等を受けた委員長は、当該投票を3月22日(日)の午後6時（選挙の期日の投票所閉鎖時刻）までに指定投票区の投票管理者に送致しなければなりませんので、送付の際には3月21日(土)までに委員長まで届くよう努めてください。

## (3) 投票用紙等

- ① 投票用紙等の用紙の色及び刷色は次表のとおりです。

	投票用紙	投票用封筒（外封筒）	投票用封筒（内封筒）
	用紙の色・刷色	用紙の色・刷色	用紙の色・刷色
市長選挙	白色・黒刷り	白色・黒刷り	茶色・黒刷り
市議補欠選挙	水色・赤刷り	水色・赤刷り	茶色・赤刷り

- ② 不在者投票用封筒は外封筒と内封筒の二重制となっていますのでご注意ください。

## 第2 不在者投票管理者の職務等

### 1 不在者投票管理者とは

病院及び介護医療院においては院長が、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所においては当該施設の長が、労役場及び監置場においてはその施設が附置された刑事施設の長が、留置施設においては留置業務管理者が不在者投票

管理者となります。

ただし、指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の院長、施設長等が候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることはできません。

## 2 不在者投票管理者の主たる事務

- (1) 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定をします。
- (2) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、第3及び第4に掲げる指定病院等における不在者投票事務等の全般を管理執行します。

## 3 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の事項に留意し、公正かつ適切な事務処理を行ってください。

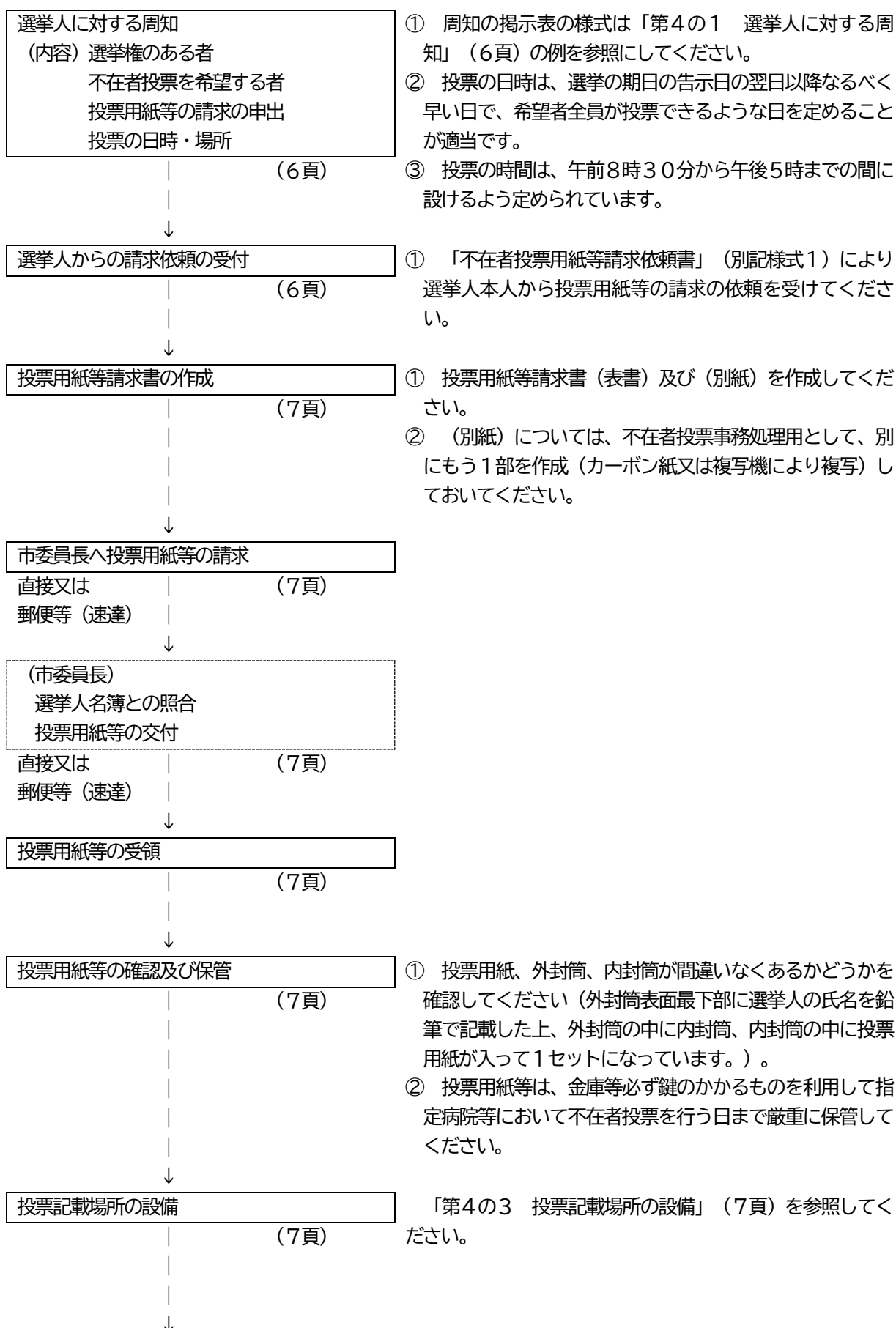
- (1) 不在者投票管理者は不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をしてはならないことになっていますので、特に注意してください。

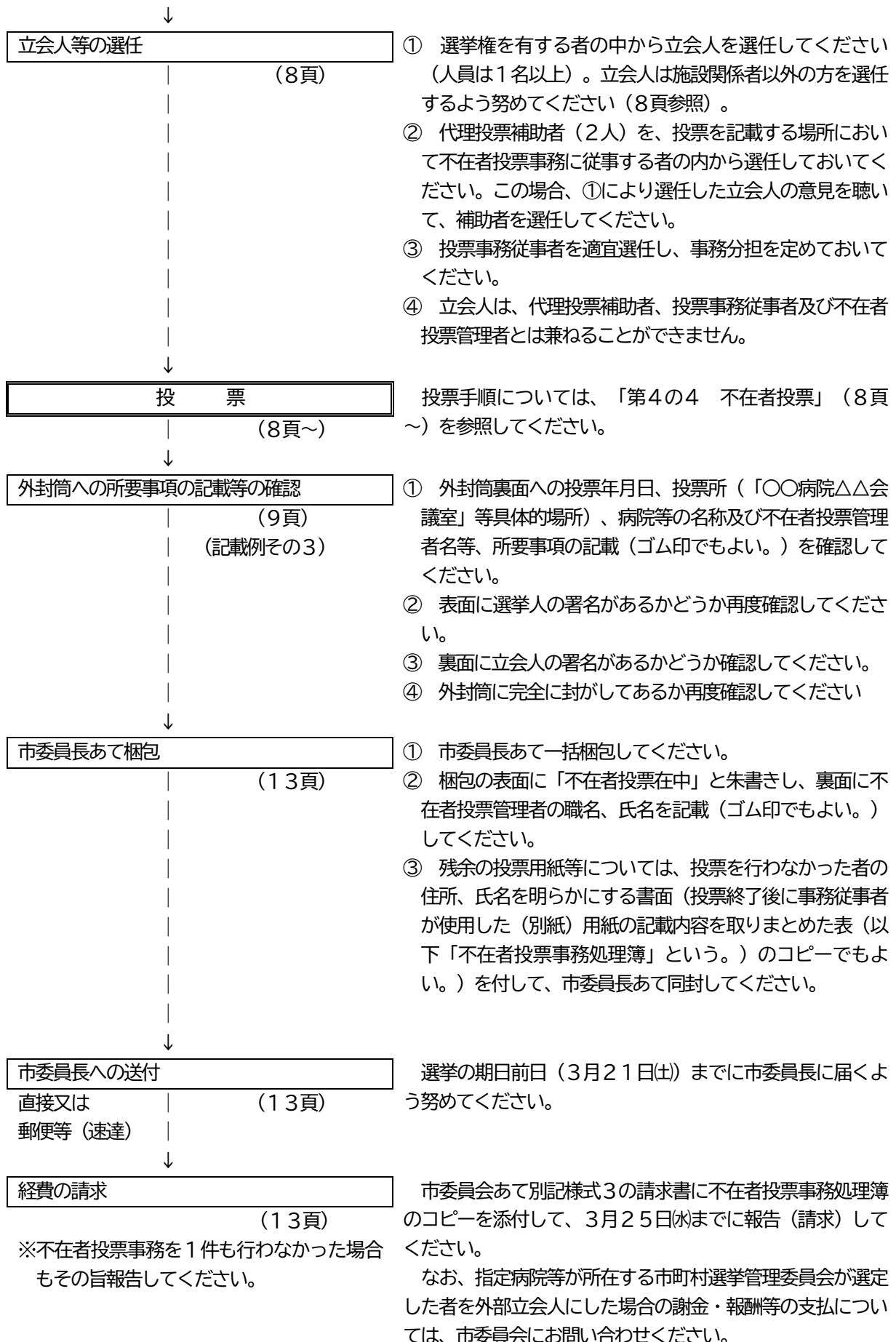
例えば、病院長が不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力を利用して選挙運動をする等の行為は、一般的に違反となります。

- (2) 不在者投票は選挙の期日前に選挙人に投票させる制度ですので、特にその取扱いは慎重にし、あらかじめ担当事務全体の処理について計画を立て、最も適切に事務の処理ができるように検討しておいてください。
  - (3) 事務の管理執行に当たっては、投票の秘密保持を期することはもとより、絶対に選挙人に威圧を加えるようなことのないようにしなければなりません。
  - (4) 不在者投票管理者、立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪等が適用されますので、これらの罰則に触れることのないように留意してください。
- ## 4 指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者

指定病院等の長が候補者となった場合、外国人である場合、事故により欠けた場合等においては、病院又は介護医療院にあつては院長、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所にあつては当該施設の長、労役場及び監置場にあつてはその施設が附置された刑事施設の長又は留置施設にあつてはその留置業務管理者の職務を代理する者が、不在者投票管理者となります。

### 第3 指定病院等における不在者投票事務の流れ





#### 第4 指定病院等における不在者投票の方法

以下の記載は、指定病院等の長が選挙人に代わって投票用紙等を請求し、不在者投票を行う場合についての具体的な手続きを、主として記載したものです。

##### 1 選挙人に対する周知

- (1) 指定病院等に入院（所）中の選挙人に対して、不在者投票の周知を図ってください。この際、次の〔例〕のような掲示表を作成し、院（所）内の適当な場所に何箇所か掲示するなど、適当な措置を講じてください。

なお、入院患者（ショートステイを含む入所者）以外の方（例えば医師、看護師、職員、付添人、通院（所）者など）は、この不在者投票はできませんので、ご注意ください。

〔例〕

<p>お 知 ら せ</p> <p>当病院（施設）は、公職選挙法の定めるところにより入院（入所）中の方の申し出により、当病院（施設）内で不在者投票ができることになっております。</p> <p>つきましては、来週三月二十一日に執行されます大田原市長選挙及び大田原市議会議員補欠選挙の不在者投票を次により行いますので、当病院（施設）内で不在者投票を希望される入院患者（入所者）の方は、事務局まで申し出てください。</p> <p>一 投票日時 令和八年三月〇〇日（〇） 午〇〇時〇〇分～午〇〇時〇〇分</p> <p>二 場 所 〇〇〇棟 〇〇〇室（〇階）</p> <p>なお、右記の投票日以外でも申し出により不在者投票をすることはできますが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票されるようご協力ください。</p> <p>また、投票所内には候補者の氏名等を掲示することができないことになっているため、あらかじめ候補者の氏名等を確認の上おいでくださるようお願いいたします。</p>	<p>病院長（施設長）</p>
---	-----------------

※ 掲示表の原稿を巻末に添付しましたので、必要に応じて日付、場所等所要事項を記入のうえ拡大複写するなどしてご利用ください。

投票日は、3月16日(月)から3月21日(土)の間に設定するよう定められていますので、ご注意ください。

- (2) 投票の時間は、午前8時30分から午後5時までの間に設けるように定められています。

##### 2 投票用紙等の請求

- (1) 選挙人から指定病院等の長に対して行う投票用紙等の請求依頼

選挙人は、市長選挙及び市議補欠選挙の当日（3月22日(日)）、第1の2の(1)「指定病院等で不在者投票ができる方」（1～2頁）に該当する場合には、当該指定病院等の長に対し投票用紙等の請求を依頼することができます。

なお、この依頼は、別途配付する不在者投票用紙等請求依頼書（別記様式1）に、選挙人本人に住所・氏名等を記載させることにより行うものです。

また、点字投票該当者（4の3の②「点字投票」（10頁）参照）又は代理投票該当者（4の3の③「代理投票」（10頁）参照）については、選挙人の依頼に基づき指定病院等事務局等で記載しても差し支えありません。ただし、この場合は代理記載の旨及び代理記載をした者の氏名を請求依頼書の余白に必ず書いてください。

なお、この請求依頼書は、選挙後も（別紙）用紙による不在者投票事務処理簿（4の4）「投票の事務処理」（12頁）参照）と併せて、当分の間保存してください。

#### (2) 指定病院等の長が行う市委員長への投票用紙等の交付請求

指定病院等の長は、選挙人から(1)の請求の依頼を受けたときは（選挙人の属する投票区が指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、第1の2の(1)①イ（1頁）の者に限る。）、直ちに市委員長に対し、市委員会から交付された投票用紙等請求書（別記様式2）により直接又は郵便等（速達）により投票用紙等の交付を請求してください。

#### (3) 市委員長は、指定病院等の長から(2)の請求を受けた場合は、選挙人名簿と対照し、当該選挙人について不在者投票の事由があると認めるときは、直ちに投票用紙等を指定病院等の長に直接交付又は郵便等（速達）で送付します。（選挙の期日の告示日より前に請求を受けたものは、郵便等で交付する場合は選挙期日の告示日の前日に発送し、直接交付する場合は選挙期日の告示日の翌日以降に交付します。）

#### (4) 指定病院等の長は、市委員長から投票用紙等の交付を受けたときは、これを厳重に保管しておき、選挙人が投票する際に投票記載場所において交付する取扱いとしてください。

※ 請求の依頼をした選挙人に対し投票用紙等（外封筒及び内封筒を含む）を直ちに交付し、選挙人は投票するときに改めてこれを不在者投票管理者に提示して、何も書いてないことを確認のうえ投票することになっていますが、事前に投票用紙等を選挙人に交付した場合、選挙人が投票記載場所以外の場所で投票用紙に候補者の氏名等を記載するおそれがあり、その場合、当該投票は無効となってしまうので上記の取扱いとするものです。

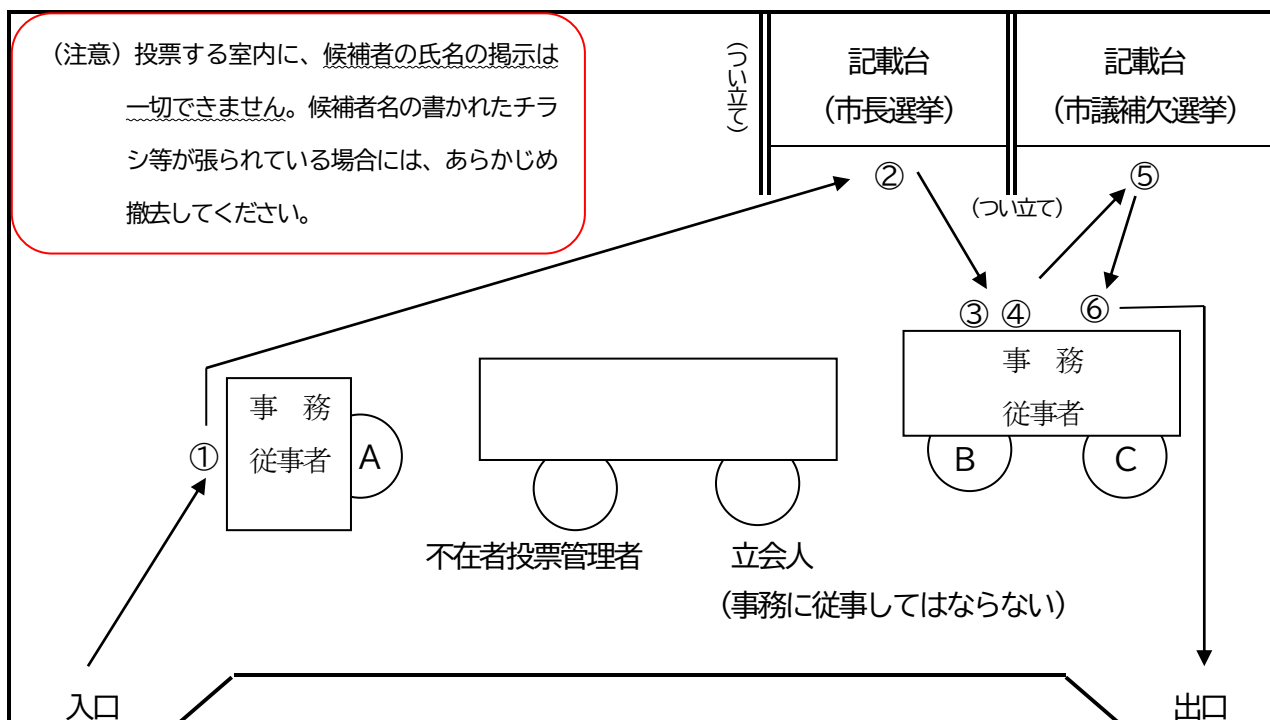
なお、市委員長から送付された投票用紙等には、外封筒表面最下部（投票区、名簿番号、男女別記載欄の下）に選挙人の氏名を鉛筆で記載してあり、外封筒の中に内封筒、内封筒の中に投票用紙が入って一組になっておりますので、ご注意ください。

### 3 投票記載場所の設備

#### (1) 指定病院等の長は、あらかじめ投票記載場所の設備をしておかなければなりません。

この際、投票記載場所は、投票の秘密を保持し、投票における不正手段を防止するための設備をしなければならないこととされているので、指定病院等においても、市における投票所の記載場所と同程度の設備をする必要があります。

(不在者投票を行う設備の配置図例)



※ 矢印、番号及び事務従事者の記号 (A、B) は、4「不在者投票」の(2)「投票の進め方」の手順の③まで(9頁)及び4の3③「代理投票」(10、11頁)の表記と一致します。

ア 選挙人の多少により、事務従事者や記載台の数は適宜増減してください。

イ 記載台には、鉛筆を3本程度用意してください。

ウ 記載台の前面及び側面が、外から見透かせるガラス窓等である場合は、カーテン等の目隠しにより投票の秘密が守られるような措置をしてください。

エ 立会人は、常に1名以上は着席していなければならないことになっています。また、立会人は、投票事務の補助を行うことも、代理投票の補助者になることもできませんので、ご注意ください。

(2) 指定病院等における不在者投票の場合は、投票を行う場所内に候補者の氏名を書いたものを掲示することができませんので、投票を行う会議室等内には絶対に、候補者の氏名等を記載した“貼り紙”等をしないようご注意ください。また、候補者の氏名等が記載された文書(例えば、チラシや公報紙、新聞等)が掲示してあるときは、あらかじめ撤去しておいてください。

なお、候補者の氏名等を確認したい選挙人がいる場合には、投票を行う部屋の外で選挙公報や新聞等で確認してもらい、再度入室して投票するようご対応ください。

#### 4 不在者投票

##### (1) 投票立会人の選任

指定病院等の長は、選挙人が不在者投票を行うときは、必ず選挙権を有する者(日本国民で年齢満18歳以上の者であればよく、当該選挙の選挙権を有する必要はない。)を少なくとも1人は立ち合わせてください。

(注) 不在者投票管理者(管理者が不在のため事実上管理に当たっている者を含む。)、事務

従事者及び代理投票の補助者は、立会人と兼ねることができません。

なお、立会人は施設関係者以外の方（例：地域の方、民生委員、市委員会が選定した方等）を選定するよう努めてください。市委員会では、選管書記を外部立会人として立ち合わせる取組を行っています。希望される場合は、不在者投票日時、場所等をあらかじめ決め、市委員会事務局までご相談ください。日程調整を行い、立会人の選出の可否について返答いたします。

立会人の選任が決まりましたら、不在者投票管理者は立会人選任書（別記様式4）を市委員会事務局まで送付してください。

## (2) 投票の進め方

選挙人は、選挙の期日の前日（3月21日(土)）午後5時までに指定病院等の長から投票用紙等の交付を受け、投票する部屋（会議室等）において投票することとなりますが、具体的な投票の進め方は次のようになります。（※病院等での投票後、市委員会事務局へ当該投票を送付していただきますので、投票日を早目に設定することが望ましい。）

### ① 市長選挙の投票用紙等の交付

ア 事務従事者（A）は、選挙人に市長選挙の投票用紙等を交付する際、必ず本人かどうかの確認をして、外封筒表面最下部に当該選挙人の氏名が記載されているものを交付してください。

また、交付の際には、候補者1人の氏名を記載する旨を必ず説明してください。

イ 事務従事者（A）は、当該選挙人に投票用紙等を交付したときは、（別紙）投票用紙等請求書添付書兼不在者投票事務処理簿の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る市長選挙の「用紙等交付」欄に「✓」の記号を記載してください。

### ② 市長選挙の投票用紙等への記載等（記載台）

ア 市長選挙の投票用紙には、市長選挙の候補者1人の氏名を記載します。

イ 内封筒に投票用紙を入れ、封をします。

ウ 外封筒に内封筒を入れ、封をします。

エ 外封筒の表面の「投票者」欄に署名します。

（点字投票の場合は、外封筒の表面の「投票者」欄に先に点字で署名し、次いで投票用紙に候補者1人の氏名を点字で記載します。）

### ③ 署名及び封の確認並びに受領

ア 事務従事者（B）が、市長選挙の外封筒の署名及び封の確認をして受領します。（署名、封の確認厳守）

イ 選挙人の署名が漏れていた場合や外封筒の封がなされていなかった場合は、記載台に戻って、選挙人に補正するよう案内してください。

ウ 投票用紙等を選挙人に交付したが投票を行わなかった場合は、必ず、その投票用紙及び封筒一式を、市委員会事務局へ返還してください。

### ④ 市議補欠選挙の投票用紙等の交付

- ア 事務従事者（B）は、市長選挙の投票を受領した後に、市議補欠選挙の投票用紙を交付します。
- また、交付の際には、市議補欠選挙の候補者1人の氏名を記載する旨を必ず説明してください。
- イ 事務従事者（B）は、当該選挙人に市議補欠選挙の投票用紙等を交付したときは、（別紙）投票用紙等請求書添付書兼不在者投票事務処理簿の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る市議補欠選挙の「用紙等交付」欄に「✓」の記号を記載してください。
- ⑤ 市議補欠選挙の投票用紙等への記載等（記載台）
- ア 市議補欠選挙の投票用紙には、市議補欠選挙の候補者1人の氏名を記載します。
- イ 以下、②のイからエに同じです。
- ⑥ 署名及び封の確認並びに受領
- ア 事務従事者（C）が、市議補欠選挙の外封筒の署名及び封の確認をして受領します。  
（署名、封の確認厳守）
- イ 選挙人の署名が漏れていた場合や外封筒の封がなされていなかった場合は、記載台に戻って、選挙人に補正するよう案内してください。
- ウ 投票用紙等を選挙人に交付したが投票を行わなかった場合は、必ず、その投票用紙及び封筒一式を、市委員会事務局へ返還してください。
- ⑦ 不在者投票管理者に関する記載等
- 市長選挙及び市議補欠選挙のそれぞれの外封筒裏面に投票年月日及び具体的な投票場所（〇〇病院〇〇会議室等）、不在者投票管理者の職及び氏名を記載（ゴム印でもよい。）してください。
- ⑧ 立会人の署名
- 外封筒裏面の「立会人」欄に投票に立ち会った立会人が署名（必ず自書する。）します。
- なお、この署名は、投票所閉鎖後、投票を行った室内で一括して行っても差し支えありません。
- (3) 投票の記載上の留意事項
- ① 重病人等で歩行が困難な選挙人については、不在者投票管理者の管理及び立会人の立会いがある場合に限り、例外として病床等で投票をすることとしても差し支えありません。ただし、この場合、厳重に投票の秘密が保持されるよう十分に配慮し、室内に選挙運動又は政治活動に関するポスター、ビラの類がある場合はあらかじめ撤去しておいてください。
- ② 点字投票
- 点字投票の申立てを行った盲人である選挙人には、点字投票用の投票用紙を交付しますが、この投票用紙は、一般の投票用紙より厚い紙を使用し表面に「点字投票」である旨の表示がされています。
- なお、点字投票の場合は、選挙人に、先ず、不在者投票用「外封筒」に点字により署名

していただきます。その後、投票用紙に市長選挙にあつては市長選挙の候補者1人の氏名、市議補欠選挙にあつては市議補欠選挙の候補者1人の氏名をそれぞれ点字で記載させ、この投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、さらにこれを先に点字で署名しておいた不在者投票用外封筒に入れて封をさせ、不在者投票事務従事者に提出するように促してください。

### ③ 代理投票

身体の障害等により、自ら候補者の氏名を記載することができない選挙人は、申請により代理投票を行うことができます。代理投票の具体的な手続きは以下のとおりです。

#### ア 代理投票を行う旨の選挙人の申請

身体の障害等により、候補者の氏名を記載することができない選挙人は、投票用紙等の交付を受ける際に、代理投票を行いたい旨、自ら事務従事者（A）に申請します。

#### イ 代理投票の許容

不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて代理投票の許容（代理投票の事由があると認めて、代理投票を行わせること。）の可否について決定します。

（許容することと決定した場合には、次のウ～カの手順によります。許容しないことと決定した場合には、④の手順によります。）

#### ウ 代理投票の補助者への指示

不在者投票管理者（事務従事者（A）でも可）は、あらかじめ選任しておいた代理投票の補助者（以下「補助者」という。）2人に、当該選挙人が代理投票を行う旨伝えます。

補助者の選任は、立会人の意見を聴いて、不在者投票事務に従事する者の中から不在者投票管理者が行います。代理投票の申請がなされた場合に対応する補助者2名を、あらかじめ、選任しておくことが望ましい。  
また、補助者に対しては、あらかじめ（選任した時）、代理投票の手続きについて説明を行っておいてください。

#### エ 投票用紙等の交付

- (ア) 事務従事者（A）は、補助者に対し、市長選挙の投票用紙等を交付します。
- (イ) 事務従事者（A）は、市長選挙の投票用紙等を交付した時は、（別紙）投票用紙等請求書添付書兼不在者投票事務処理簿の「投票事務処理欄」の市長選挙の「用紙等交付」欄に「✓」の記号を記載するとともに、「代理投票補助者氏名」欄に補助者2人の氏名を記載してください。

#### オ 投票用紙等への記載等（記載台）

- (ア) 補助者2人は、当該選挙人と記載台まで同行し、選挙人が指示する候補者の氏名を1人の補助者が投票用紙に記載し、他方の補助者がそれを確認します。なお、選挙人に候補者の氏名を指示させる際は、口頭で告げさせるのが原則ですが、選挙人の意思が確認できる限り、紙片等の提示でも差し支えありません。ただし、補助者が候補者

の一覧表を示すとか、あるいは候補者の氏名を告げて、その中から特定の候補者を指示させるようなことはしてはなりません。

- (イ) 投票用紙に記載をした補助者は、投票用紙を内封筒に入れて封をし、さらに封をした内封筒を外封筒に入れ封をし、外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載し、事務従事者（B）はこれを確認の上、受領します。

※市長選挙及び市議補欠選挙の全てを投票する場合は、続けて、前記(ア)と同様の処理を行います。なお、市議補欠選挙の投票用紙には、市議補欠選挙の候補者1人の氏名を記載することになります。

- (ウ) 前記(イ)と同様の処理を行い、事務従事者（C）は、これを確認の上、受領します。

カ 以下、前記「(2)投票の進め方」の手順⑦及び⑧に同じです。

#### ④ 代理投票の仮投票

代理投票の申請をした選挙人がいる場合、不在者投票管理者（指定病院等の長）においてその事由がないと認めるときは、立会人の意見を聴いて、代理投票の拒否を決定することができます。

なお、次のような状況があった場合は、市委員会に照会の上、「代理投票の仮投票」を行わせることとなります。

ア 不在者投票管理者が代理投票を拒否したことについて、選挙人に異議がある場合

イ 不在者投票管理者が代理投票を許容したことについて、立会人に異議がある場合

この場合は、不在者投票管理者は、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者（以下「代理記載人」という。）に、外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載させるほか、外封筒表面左下の「（代理投票の仮投票の場合の代理記載人）」欄に当該代理記載人の氏名を記載させることとなります。

#### (4) 投票の事務処理

投票用紙等の請求を行った際に、不在者投票事務処理用としてもう1部作成した（別紙）投票用紙等請求書添付書兼不在者投票事務処理簿を利用して次の要領で投票の事務処理を行うとともに、投票の記録として当分の間保管してください。

- ① 「用紙等交付」欄の記載については、投票用紙を交付した場合は、「✓」の記号を記載します。

なお、投票用紙等を交付しなかった場合は、「用紙等交付」欄に「交付せず」と記載します。また、投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については投票用紙等を必ず返還させ、「✓」記号を×印で抹消し、「投票月日」欄に「投票せず」と記載します。

- ② 代理投票を行った場合、代理投票の補助者2名の氏名を「代理投票補助者氏名」欄に必ず記載します。

- ③ 代理投票の仮投票を行った場合は、②と同様補助者の氏名を記載するほか、投票用紙に記載を行った補助者（代理記載人）の氏名を○で囲んでください。ただし、通常の代理投票の場合は、この必要はありません。

④ 投票事務終了後、事務従事者（A）が使用した（別紙）用紙をとりまとめ、不在者投票事務処理簿を作成し、保存してください。

※ この投票用紙等請求書添付書兼不在者投票事務処理簿のコピーをとっておいてください。後日、このコピーを不在者投票事務に要した経費の請求の際に、添付していただくことになります。

（記載例）

投票事務処理欄						
立会人氏名（海野 大輔） 投票事務従事者氏名（甲本 二郎 他 1名）						
選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名 生年月日	点 字	投票を希望する選挙	市長	市議補欠	代理投票補助者氏名
				用紙等交付 投票月日	用紙等交付 投票月日	
大田原市本町1丁目〇〇番〇〇号	那須 与一 明大昭平22. 2. 22		市長 市議補欠	レ 3/18	レ 3/18	
大田原市寒井〇〇〇	大田原 ハナ 明大昭平14. 1. 1		市長 市議補欠	✕ 投票せず	✕ 投票せず	
大田原市美原2丁目〇〇番〇〇号	大坂 一馬 明大昭平 2. 2. 3	○	市長 市議補欠	レ 3/18	レ 3/18	那須原 みどり 川田 賢一
大田原市蛸畑〇〇	甲元 恭太郎 明大昭平39. 10. 1		市長 市議補欠	レ 3/18	レ 3/18	那須 みどり 川田 賢一
大田原市 以下余白	明大昭平 . .		市長 市議補欠			
大田原市	明大昭平 . .					
大田原市	明大昭平 . .					
大田原市	明大昭平 . .		市議補欠			
大田原市	明大昭平 . .		市長 市議補欠			
大田原市	明大昭平 . .		市長 市議補欠			
大田原市	明大昭平 . .		市長 市議補欠			
大田原市	明大昭平 . .		市長 市議補欠			

日にちは「//」とせず、記入してください。

代理投票の補助者は、投票管理者、立会人以外の方2名を選任してください。

（注1） 選挙人から、公職選挙法施行令第50条第3項（点字による投票）の申立てがあった場合は、「点字」欄に「○」の記号を記入してください。  
 （注2） 特記投票を希望しない選挙があるときは、「投票を希望する選挙」欄の当該選挙の名称を2本線で消してください。  
 （注3） 投票用紙等の請求の際、別記様式2の請求書に添付してください。

## 5 投票の送付

不在者投票管理者（指定病院等の長）は、選挙人から投票を受け取った場合は、不在者投票用封筒（外封筒）の裏面の投票年月日及び投票の場所を記載（ゴム印等でもよい。）し、不在者投票管理者（指定病院等の長）の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）するとともに、立会人に立会人欄に署名（この場合は、必ず自書させる。）させ、記載漏れがないか等再度点検した上で、さらに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中している旨を明記（「不在者投票在中」と朱書する。）し、さらに裏面には不在者投票管理者の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）して押印（個人印、病院長等の印、病院等の印いずれも可）の上、直ちに市委員長に直接又は郵便等（速達）で送付してください。

## 6 汚破損及び残余の投票用紙等の処理

- (1) 選挙人が誤って投票用紙等を汚損又は破損した場合は、市委員長に申し出て、当該汚損又は破損した投票用紙等と引き替えに、新しい投票用紙等の交付を受けてください。
- (2) 投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人の事情又は退院等により不在者投票を行わなかった選挙人の投票用紙等については、当該選挙人の住所及び氏名を明示する書面（投票用紙等請求書添付書兼不在者投票事務処理簿のコピーも可）を添付して、速やかに市委員長宛に返還してください。  
この場合、投票用紙等には決して何も記載しないでください。
- (3) 投票用紙等の請求を申し出た選挙人が、投票前に他の指定病院等に移った場合にも、投票用紙等を新しい指定病院等に回付せずに、必ず市委員長に直ちに返還してください。

## 第5 その他

### 1 経費の請求

- (1) 不在者投票に要した経費（郵送料及び不在者投票事務費）は、3月25日（水）までに別記様式3の請求書により、報告（請求）してください。（なお、請求書の宛名は大田原市長になっていますのでご承知おきください。）

なお、上記報告書には必ず不在者投票事務処理簿のコピーを添付してください。

#### 【送付先】

〒 324-8641 大田原市本町1丁目4番1号 大田原市選挙管理委員会事務局 あて
---

- (2) 上記の経費は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の定めにより、実際に不在者投票をした選挙人1人につき1,236円を交付いたします。

なお、投票用紙等を請求しても、投票しなかった者については、経費は交付されませんのでご注意ください。

## 不在者投票用紙等請求依頼書

令和 8 年 3 月 2 2 日執行の大田原市長選挙及び大田原市議会議員補欠選挙について不在者投票をしたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の請求を依頼します。

令和 8 年      月      日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

明治                      年      月      日生（男・女）  
大正  
昭和  
平成

不在者投票管理者      様

※ 点字投票の申立ての有無（該当する番号を○で囲むこと。）

(1) 有                      (2) 無

## 投票用紙等請求書

別紙記載の選挙人（\_\_\_\_\_ほか\_\_\_\_\_名）は、令和8年3月22執行の

大田原市長選挙  
大田原市議会議員補欠選挙

の当日、当\_\_\_\_\_にあるため、当\_\_\_\_\_において投票する見込であり、  
公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別紙記載の選挙人に代わって、  
投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和8年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

（〒\_\_\_\_\_）

所在地

病院等の名称

病院長等の  
職氏名

請求書作成者  
の職・氏名

（電話番号\_\_\_\_\_）

大田原市選挙管理委員会委員長 伊藤政英様



別記様式 3

請 求 書

¥

ただし、令和 8 年 3 月 2 2 日執行大田原市長選挙及び大田原市議会議員補欠選挙における不在者投票事務に要した郵送料及び事務費として

(1,236円×不在者投票人数 \_\_\_\_\_ 人 = \_\_\_\_\_ 円)

上記のとおり請求いたします。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

病院等の名称 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(不在者投票管理者)

病院等の長の職氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

(電話番号 \_\_\_\_\_)

大田原市長 様

振	込	先							
銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		支店 支所 出張所							
当 座	普 通	(○で囲む)							
口 座 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>								
( フ リ ガ ナ )	( _____ )								
振込先口座名義									

**【委任状】** 請求者(不在者投票管理者)と振込先口座名義が異なる場合に記入してください。  
上記不在者投票に要した経費の受領を下記の者に委任します。

病院等の名称 \_\_\_\_\_

(請求者(不在者投票管理者))

病院等の長の職氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

(振込先口座名義人)

受 領 者 \_\_\_\_\_

- (注1) 投票用紙等請求書添付書兼不在者投票事務処理簿の写を併せて添付してください。
- (注2) 病院等の名称・所在地等は必ず正式名称等を記入してください。
- (注3) 振込先は、必ず金融機関届出のとおり正確に記入してください。特に口座名義のフリガナは必ずご記入下さい。(フリガナを誤りますと振込不能になる場合があります。)

令和8年 月 日

## 立 会 人 選 任 書

\_\_\_\_\_ 様

(指定施設名) \_\_\_\_\_

(指定病院等の長) \_\_\_\_\_ 印

あなたを、下記のとおり、令和8年3月22日執行大田原市長選挙及び大田原市議会議員補欠選挙に係る指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の\_\_\_\_\_分前までに\_\_\_\_\_においてください。

### 記

立会日時：令和8年3月\_\_\_\_日（\_\_\_\_） \_\_\_\_\_：\_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_：\_\_\_\_\_

不在者投票の実施場所：\_\_\_\_\_

_____ 病院 _____ 課
担当： _____
TEL _____ - _____ - _____

## 投票用紙等請求書

別紙記載の選挙人（那須与一ほか 3名）は、令和8年3月22日執行の  
大田原市長選挙  
大田原市議会議員補欠選挙  
の当日、当与一病院にあるため、当与一病院において投票する見込であり、  
公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別紙記載の選挙人に代わって、  
投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和8年3月〇日

（〒〇〇〇-〇〇〇〇）

所在地 〇〇市〇〇2丁目2番2号

病院等の名称 与一病院

病院長等の  
職氏名 院長 大田原与一

請求書作成者  
の職・氏名 事務長 甲乙太郎

（電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇）

大田原市選挙管理委員会委員長 伊藤政英様



**記載例その3**

**不在者投票用外封筒記載例**

<記載例の投票者等>

投票者（選挙人）・・・大田原 ハナ

不在者投票年月日 令和8年3月18日

不在者投票管理者・・・与一病院 院長 大田原与一

投票立会人・・・海野大輔

(表)

令和8年3月22日執行  
大田原市長選挙  
不在者投票

(外封筒)

大田原市  
選挙管理  
委員会印

注意  
投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票の秘密を守るため二重封筒になっています。

投票者氏名

(代理投票の仮投票の場合の代理記載人 氏名)

大田原 ハナ

投票区	名簿番号	男	女	別
	—			男・女

大田原 ハナ

(裏)

投票年月日 令和八年三月十八日

不在者投票管理者 与一病院 院長 大田原 与一

立会人 海野大輔

投票場所 与一病院談話ルーム

交付市町村名  
交付年月日 令和 年 月 日  
船員が登録されている選挙名簿  
の属する市町村名  
船員が乗車する船舶の航海士定期間

群市 町村

投票では記入しません。

必ず記入してください。(ゴム印可)

職名・氏名を必ず記載してください。ゴム印使用可

〇〇病院〇〇ルーム、〇〇食堂、〇〇会議室等  
まで記入してください。ゴム印使用可

必ず立会人本人が自署してください。

代理投票の仮投票の場合の記載欄の印  
通称の代理投票用外封筒に記載してください。

必ず本人が自署して下さい。  
代理投票の場合は、代理記載人が  
選挙人氏名を代筆してください。

市選管が鉛筆で記入済みのこの欄の氏名  
と投票者欄の氏名は同じ氏名を記載す  
ることになります。

記載例その4

別記様式3

請求書

金額は内訳を再計算し確認後、選挙管理委員会で記入しますので、記入しないでください。

ただし、令和8年3月22日執行大田原市長選挙及び大田原市議会議員補欠選挙における不在者投票事務に要した郵送料及び事務費として

(1,236円×不在者投票人数 3人 = 3,708円)

上記のとおり請求いたします。

令和8年3月〇〇日

実際に不在者投票した人数を記入してください。

病院等の名称 与一病院

住 所 〇〇市〇〇2丁目2番2号

(請求者(不在者投票管理者))

病院等の長の職氏名 院長 大田原 与一

(電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

印は個人印  
(認印可)  
シャチハタ  
は不可

3月25日までに提出  
してください。

大田原市

請求者と振込先の口座名義人の氏名は同じで、職名だけが異なる場合も、  
【委任状】の記入が必要です。

振 込 先

甲乙

銀行  
信用金庫  
信用組合  
農業協同組合

第一

支店  
支所  
出張所

当 座

普通

(○で囲む)

口 座 番 号

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(フリガナ)

(イリヨウホウジンシャダン メイスカイ リジチョウ オオハラ ヨイチ)

口 座 名 義

医療法人社団 明推会 理事長 大田原 与一

一致する  
こと

【委任状】請求者(不在者投票管理者)と振込先の口座名義が異なる場合に記入してください。  
上記不在者投票に要した経費の受領を下記の者に委任します。

病院等の名称 与一病院

(請求者(不在者投票管理者))

病院等の長の職氏名 院長 大田原 与一

(振込先口座名義人) 医療法人社団 明推会

受 領 者 理事長 大田原 与一

一致する  
こと

- (注1) 投票用紙等請求書添付書兼不在者投票事務処理簿の写を併せて添付してください。
- (注2) 病院等の名称・所在地等は必ず正式名称等を記入してください。
- (注3) 振込先は、必ず金融機関届出のとおり正確に記入してください。特に口座名義のフリガナは必ずご記入ください。(フリガナを誤りますと振込不能になる場合があります。)


令和8年 3月 16日

## 立 会 人 選 任 書

海 野 大 輔 様

必ず代表者の印（私印・認印でも結構です。）を押ししてください。

（指定施設名） 与一病院

（指定病院等の長） 院長 大田原 与 一 

あなたを、下記のとおり、令和8年3月22日執行大田原市長選挙及び大田原市議会議員補欠選挙に係る指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の 20 分前までに 談話ルーム においでください。

### 記

立会日時：令和8年3月18日（水） 午前10：00～11：30

不在者投票の実施場所：与一病院 談話ルーム

与一病院総務課

担当：〇〇

TEL 0287-〇〇-〇〇〇〇

# お知らせ

当病院（施設）は、公職選挙法の定めるところにより、入院（入所）中の方の申し出により当病院（施設）内で不在者投票ができることになっていきます。

つきましては、来る三月二十二日に執行されます大田原市長選挙及び大田原市議会議員補欠選挙の不在者投票を次により行いますので、当病院（施設）内で不在者投票を希望される入院患者（入所者）の方は、事務局まで申し出てくださいます。

## 一 投票日時

令和八年三月 日（ ）

午後 時 ～ 午後 時

3月16日から  
3月21日の間  
で行ってください。

## 二 場所

8時30分から  
17時の間で行  
ってください。

なお、右記の投票日以外でも申し出により不在者投票をすることはできますが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票されるようご協力ください。

また、投票所内には候補者の氏名等を掲示することができないこととなっているため、あらかじめ候補者の氏名等を確認の上おいでくださるようお願いいたします。

病院長（施設長）

【資料】大田原市投票区及び投票所一覧

投票区名	投票所の場所	所在地
第1投票区	トコトコ大田原市民交流センター	大田原市中央1丁目3番5号
第2投票区	大田原東地区公民館	大田原市若草1丁目1287番地1
第3投票区	大田原市役所	大田原市本町1丁目4番1号
第4投票区	大田原中学校	大田原市美原1丁目14番2号
第5投票区	大田原西地区公民館	大田原市浅香3丁目3578番地747
第6投票区	加治屋集落センター	大田原市加治屋94番地442
第7投票区	明宿自治公民館	大田原市中田原1350番地
第8投票区	金田北地区公民館	大田原市市野沢1988番地1
第9投票区	羽田小学校	大田原市羽田644番地
第10投票区	金丸小学校	大田原市南金丸1640番地
第11投票区	奥沢小学校	大田原市奥沢175番地
第12投票区	親園小学校	大田原市親園618番地
第13投票区	野崎研修センター	大田原市野崎2丁目26番地2
第14投票区	薄葉小学校	大田原市薄葉2014番地
第15投票区	佐久山地区公民館	大田原市佐久山2287番地1
第16投票区	湯津上庁舎	大田原市湯津上5番地1081
第17投票区	黒羽庁舎	大田原市黒羽田町848番地
第18投票区	川西小学校	大田原市黒羽向町618番地
第19投票区	両郷地区コミュニティセンター	大田原市中野内773番地
第20投票区	黒羽農業構造改善センター	大田原市須佐木53番地
第21投票区	須賀川中自治公民館	大田原市須賀川1846番地